

## 伊達市林業技術資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の公益的機能の発揮のため、労働安全対策及び高度技能者の育成を図ることを目的とし、伊達市森林環境譲与税事業に係る林業技術資格取得補助金を予算の範囲内で交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら森林整備を行う者
- (2) 市内で林業を生業とする者
- (3) 市内の森林整備団体に属し、市内の森林を整備する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に規定する講習(以下「講習」という。)の受講料又は受験料とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とし、1資格当たり5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、交付対象者1人当たり1年度につき2資格までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、講習の申込後から講習を受講する前までに、林業技術資格取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 資格取得に係る申込書の写し
- (2) 資格取得に係る費用が分かる書類の写し
- (3) 完納証明書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、林業技術資格取得補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、講習を受講後速やかに林業技術資格取得補助金交付請求書(様式第3号)に資格を取得したことを証明できる書類を添付し、市長へ提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

|                      |
|----------------------|
| 刈払機取扱作業者安全衛生教育       |
| 伐木等の業務に係る特別教育        |
| 小型移動式クレーン運転技能講習      |
| 玉掛け技能講習              |
| 可搬式林業機械研修(伐木等の業務に係る) |
| 可搬式林業機械研修(刈払機取扱作業者)  |
| 走行集材機械運転業務特別教育       |
| 伐木等機械運転業務特別教育        |
| 簡易架線集材装置等運転業務特別教育    |
| 小型車両系建設機械特別教育        |
| はい作業安全衛生教育           |
| 機械集材装置運転業務特別教育       |
| 車両系建設機械(整地等)運転技能講習   |
| 車両系建設機械(解体用)運転技能講習   |
| フォークリフト運転技能講習        |
| 高所作業車運転技能講習          |
| 不整地運搬車運転技能講習         |
| その他市長が必要と認めるもの       |